

令和2年度 第3回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和2年11月12日（木） 午前10時00分～午前11時38分  
場 所：酒田市役所 7階 703会議室  
出席者：小松 麻美 委員、佐々木 大祐 委員、佐藤 恒夫 委員、渡部 芳久 委員、  
伊藤 かほる 委員、阿曾 眞由美 委員、池田 香 委員、高橋 剛 委員、  
梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、佐藤 康一 委員 以上11名  
欠席者：兵藤 陽子 委員、遠山 茂樹 委員、古川 美紀 委員 以上3名  
事務局：企画部長、都市デザイン課  
傍聴者：報道関係1名

- 
- 1 開 会 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。
- 2 あいさつ 企画部長
- 3 諮 問
- 4 議 事
- (1) 議第1号 (仮称) 山形県遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について  
(2) 議第2号 (仮称) 山形県庄内遊佐町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について  
(3) 議第3号 (仮称) 山形県遊佐町沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について
- 議長 これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 まず初めに、3つの事業者の配慮書について説明させていただきます。  
次に、事前に事業者宛に委員から質問があった事項について、事業者から回答のあった内容について説明させていただきます。  
また、追加で質問等がある場合は、事務局で答えられる範囲で回答したいと思います。  
最後に、委員の皆様から配慮書についての意見をいただきたいと思います。
- 議長 只今事務局より説明ありましたとおり、議第1号「(仮称) 山形遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について」から議第3号「(仮称) 山形県遊佐町沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について」までを一括で審議することといたします。はじめに事務局から一括して説明をいただき、質疑応答を行ったのちに、委員の皆様の意見を伺いたいと思います。  
皆さんよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 議長 ありがとうございます。それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明<遊佐町沖洋上風力発電の配慮書の概要について>  
説明<事前に事業者宛に委員から質問があった事項について、事業者から回答があった内容について>



できるシステムにするように、市でも事業者に申し出てもらいたいです。

次に（委員の事前質問に対する事業者の回答について）、複数案とモニタージュ写真、配置図について、すべて同じ要旨の回答になっています。景観を審議するにあたって、なんの判断材料も示されていません。

なぜ複数案という考えが出てきたかという、平成25年に環境影響評価法が改正されて、早期の段階で柔軟な変更に対応できるようにとの趣旨で、計画段階配慮書で複数案を示しなさいと、国はあえて法律改正を行っています。環境省の一部のガイドラインに記載のあるほんの1、2行を抜け道にして、これまでの事業者はすべて複数案を示してきていません。なぜ計画段階配慮書が法改正により設けられたのかという趣旨を逸脱していると考えます。

ですから、ガイドラインにもあるように、計画熟度が低い場合には、想定しきれない範囲内でバリエーションをつけて複数案を示すことが望ましいと書いてあるわけなので、せめて最大基数を配置した場合には、どう見えるのかということを示し、そこから少しずつ配慮して、低くしたり減らしたりしていくという示し方をしなければ、この景観審議会での審議について、何をもとに審議するのか、みんな頭の中で勝手に想像して審議するのかということになるので、これは景観審議会の根幹にかかわる問題だと思います。

絵を示さないで景観の審議をしろというのは横暴だと思います。

景観というのは市の眺望点だけではないので、民間の施設も是非入れていただきたいと思います。

議長

ありがとうございます。その他ございませんか。

委員

景観は、できてからの見た目になります。そこに住む人、通る人の見た目になるので、羽根の大きさなどが見えないと中々判断できないと思いました。

秋田や新潟の風車を見てみると、圧迫感を感じる所、感じない所、何が違うのか考えた時に、風車までの距離や見え方、色、風車間の距離など様々です。

可能であれば、形に見えるものがあれば少し具体的に景観の審議ができるのではないかと思います。

環境審議会では、各地視点からの眺望のCGを業者から見せてもらったとの話がありましたので、景観審議会でも見せていただきたいと思います。

議長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

委員

垂直見込角について、同じ見込み角でも、風力発電施設を俯瞰する場合と、仰視する場合とでは、見え方とか、感じ方とか、風景の中での収まり方が違ってくると思います。単純に垂直見込角だけではなく、俯瞰するのか仰視するのかについても、配慮書に盛り込んでいただきたいと思います。

それから、主要な眺望点がいくつかありますが、定期船とびしまを除いてすべて陸地側にあります。そこから見る風景は大体海とか空が背景になると思いますが、例えば1.5～2度では、シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になりだすという表現があるので、角度が小さいから影響がないと結論を出すのではなくて、気になると書いてあるのに、問題がないと判断するのはどうなのか、どう捉えているのか、と感じます。

それから、景観的な議論が垂直見込み角度だけでなされている気がします。

そもそも景観というのは、他のものと一緒にあって風景を見ているわけなので、他の要素との関係がまったく触れられていないのは、景観的な検討をしているとはいえないのではないかと思います。そのあたりの考察を整理していただきたいと思います。

それから、景観資源に海が入っていません。街中から海に出たときに眺望が開

けるような、シークエンス景観といわれるものも非常に重要だと思いますので、その辺の配慮も入れていただきたいです。

それから、構図に関しての考察も配慮書にあったほうが良いと考えます。

後は、配置について、場所によって空間の異方性があるということを配慮します、ということだけでも、配慮書なので書き入れてもらいたいです。

もうひとつは、「見え方の知見」について、風車に関するものがないので「鉄塔に関する知見」を用いているわけですが、洋上風力発電は、必ず地上に送電線をもってこなければいけないので、鉄塔と送電線も一体のものだと考えるべきです。そのときに、どこから鉄塔が立ち上がってくるのかわからないですが、松林への影響は必ずあると思うので、そういったことを配慮しますと書くべきだと思います。

配慮書に書いてあることだけを配慮していくと思うので、配慮書にないということは、配慮される項目にすらならず進められていくことになると思います。

最後にフォトモンタージュについて、フォトモンタージュは景観として検討すべき項目や考え方に基づいて計画されたものを示す手段にしかすぎないので、大本の考え方が配慮書にないと変だなと思います。

今までの配慮書もそうですが、景観的な検討がされていない気が非常にするので、景観的な視点の配慮項目を記載するように意見をさせていただければと思います。

議長 特定の事業者に対しての意見のある方いますか。

委員 (なし)

議長 ありがとうございます。

皆さんからご意見を頂きましたが、本審議会に求められていることは、配慮書について、市長が県知事に回答するための参考意見であることから、一つにまとめる必要はないと判断し、各委員から出された多数の意見の趣旨をとりまとめ、景観審議会の答申とさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございます。

答申書については、私にご一任いただきたいと思います。

ご異議がありませんのでそのように進めさせていただきます。

(4) その他

議長 それでは他に皆さんから何かありますでしょうか。

委員 今までの配慮書のほとんどが以下同文というような感じで、本来は事業者が公募されて、事業者が決定してから事業者ごとに環境評価を行うのが本筋です。

今回、山形県では、手を挙げた業者ごとにどンドン市や町に意見照会をしています。これは極めてイレギュラーな方法だと思います。

各社がそれぞれいろんなカラーであればいいのですが、すべて中身が同じで見向きもしなくなっています。

ですから、せめて、完成予想図やモンタージュといったものを示しなさいと行政からの指導があってもいいと思います。準備書において、最終案に近いものを示すとありますけど、準備書というのは、評価書の下書きですから、後戻りできない状況になって初めて出すのは遅すぎると思います。

なぜ配慮書があるかという点、早期の段階で柔軟な変更に対応するための制度です。それをないがしろにして最終段階の直前の準備書で初めてものを出すのは法の趣旨を軽視していると思います。

議長

ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

事務局

今回の事業者につきましても、手引きに従って手続きをしていると認識しております。

また、環境アセスの手続きについて、酒田市でガイドラインや手引き、配慮書の内容に関して、どこまで事業者に対して指示できるのか確認したうえで回答させていただきます。

議長

その他ありますでしょうか。

ないようであれば審議を終了し、進行を事務局にお返しします。

5 その他

事務局

次に、5 その他ですが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

委員

(なし)

6 閉 会